

【手術に関する事項】

※医科点数表第2章第10部手術通則第5号及び第6号並びに歯科点数表第2章第9部手術通則第4号に掲げる手術

		令和6年 手術の件数
(区分1)	頭蓋内腫瘍摘出術等	0件
	黄斑下手術等	0件
	鼓室形成手術等	0件
	肺悪性腫瘍手術等	0件
	経皮的カテーテル心筋焼灼術	0件
(区分2)	靱帯断裂形成手術等	35件
	水頭症手術等	0件
	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0件
	尿道形成手術等	0件
	角膜移植術	0件
	肝切除術等	0件
	子宮附属器悪性腫瘍手術等	0件
(区分3)	上顎骨形成術等	0件
	上顎骨悪性腫瘍手術等	0件
	バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	0件
	母指化手術等	0件
	内反足手術等	0件
	食道切除再建術等	0件
	同種死体腎移植術等	0件
(区分4)	胸腔鏡、腹腔鏡を用いるもの	0件
(その他)	人工関節置換術	0件
	乳児外科施設基準対象手術	0件
	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	0件
	冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないものを含む。）及び体外循環を要する手術	0件
	経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥腫切除術及び経皮的冠動脈ステント留置術	0件